

議案第36号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 購入物件 | 防災用モビリティトイレ 1台 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 購入価格 | 26,475,900円 |
| 4 契約の相手方 | 静岡県御殿場市東山990 御殿場コート4J
一般社団法人助けあいジャパン
代表理事 石川 淳 哉 |

令和7年6月6日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

防災用モビリティトイレを購入するに当たり、予定価格が2,000万円以上であることから、市議会の議決を得ようとするものである。

物品購入仮契約書

物品購入について、発注者 総社市 と受注者 一般社団法人助けあいジャパン との間に、次の条項により契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名 防災用モビリティトイレ
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約金額 一金 26,475,900 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,406,900 円
- (5) 納入期限 令和8年3月31日
- (6) 納入場所 総社市指定の場所
- (7) 契約保証金 免除

(納入の通知)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは、遅滞なくその検査を行わなければならない。

- 2 前項の検査に合格しなかったときは、受注者は遅滞なくこれを交換し若しくは補修し又は改造して再検査を受けなければならない。
- 3 検査に合格したときは、発注者は、当該物品の引渡しを受けるものとする。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のため変質し、消耗し又はき損した物品の損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等はすべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 引渡しを受けた物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 3 発注者が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求をすることができない。ただし、受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(代金の支払)

第6条 物品の引渡し後、受注者は所定の手続きにしたがって契約代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者から適法な請求書を受領したときは、30日以内に契約代金を支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 受注者は、第1条の納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申し出があった場合において、その理由が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合、又は発注者の責に帰すべきものである場合を除き、受注者は遅延日数に応じ契約代金につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の延滞違約金を発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、その責に帰すべき理由により支払期限内に契約代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第3条第1項の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと発注者が認めたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第11条第1項の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納物品があるときは、発注者の所有とすることができる。この場合において発注者は当該物品の契約代金相当額を受注者に払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、受注者は違約金として契約金額又は契約を解除する部分の契約金額相当額の10分の1に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者は、前項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは、その損害についてもこれを賠償しなければならない。

(発注者の任意解除権)

第10条 発注者は、必要があるときは契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合にこれを準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、発注者はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力により物品を完納することが不可能となったとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったとき。

2 第9条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

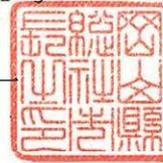
(本契約の成立)

第14条 この仮契約書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号、同法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2第2項及び総社市財産条例（平成17年総社市条例第63号）第2条の規定による総社市議会の議決の日をもって本契約書とみなす。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和7年5月2日

発注者 総社市中央一丁目1番1号
総社市
総社市長 片岡 聡



受注者 静岡県御殿場市東山990 御殿場コート4J
一般社団法人 助けあいジャパン
代表理事 石川 淳哉



防災用モビリティトイレの概要

【購入物件】

防災用モビリティトイレ 1台
※被災により上下水道が寸断されたときに、避難所等で使用できるトイレ機能をもった車両

【諸元】

- ・車体の形状:糞尿車
- ・車名:いすゞ(エルフ3tトラック)
- ・燃料:軽油
- ・総排気量:2.99L
- ・全長:約7,000mm
- ・全幅:約2,250mm
- ・全高:約3,250mm
- ・最大積載量:約1,000kg
- ・車両総重量:約6,000kg

【トイレ数】

- ・室数:5室
普通トイレ室:4室 多機能トイレ室:1室

【装備】

- 各室共通
 - ・洗面台 ・化粧鏡 ・紙巻 ・擬音装置 ・手すり ・収納庫
 - ・電源コンセント ・フック ・除菌液ホルダー
 - 多機能トイレ室
 - ・電動車いすリフター ・おむつ交換台 ・ベビーキープ
 - ・オストメイト対応キット(汚物流し台他)
- ※使用可能回数(タンク容量):約950回~1,300回分

【車両イメージ】

